

支出項目

政務活動費

調査研究費

No.1

5 月	年度 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
11	6	川口市、豊明市、富士市へのお土産代	12,702	12,702
11	7	埼玉県川口市への視察	15,240	27,942
11	8	愛知県豊明市、静岡県富士市への視察	91,530	119,472
		調査研究費合計	119,472	

領収書

ちがさき屋 様

領収番号001096
000

¥12,702-

税抜額
消費税等

¥11,761-
¥941-

但 品代

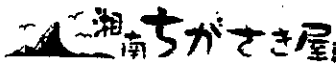
11/0市・豊明市・富田

2023年11月06日 上記正に領収致しました

手印

お茶・のり・江の島タコせんべい

有限会社 ちがさき・さつき濃



神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎2-7-71 1F 湘南茅ヶ崎店内 1F

TEL 0467-86-8660

※本社所在地 神奈川県茅ヶ崎市新見平17-11 電話0467-28-6708

イオンスタイル湘南茅ヶ崎店

登録番号:T7021002013097

印刷面を内側に折って保管して下さい

政務活動報告書

令和5年11月17日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) ちがさき立憲クラブ

(氏 名) 早川 仁美

藤本 恵祐

吉川 ひかり

政務活動の結果は、次のとおりでした。

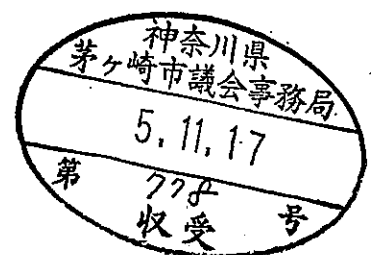
日 時

令和5年11月7日(火)

目 的 地
(研 修 地)

埼玉県川口市役所

政務活動の結果(別紙のとおり)



1 参加議員

早川仁美、藤本恵祐、吉川ひかり

2 視察日時

2023年11月7日(火) 10時～11時

3 視察先

埼玉県川口市

4 視察事項

「資材置場設置規制条例」の制定経緯と運用状況について

5 視察概要

記録者	藤本恵祐
視察先選定理由	本市では大半が市街化調整区域に指定されている北部地域を中心に資材置場の設置が進み、景観や衛生悪化、騒音、道路損傷、交通安全(通学路含む)等様々な問題が発生している。 そこで、全国に先がけて「資材置場設置規制条例」を制定した川口市を視察し、条例制定の経緯、狙い、運用状況、効果と今後の課題等について調査研究を行い、今後の条例制定を含む政策提言等に生かして行く。
川口市からの説明 (都市計画部 開発 審査課)	別添資料1の通り ※川口市からのその他提供資料 ・条例制定周知用チラシ(別添資料2) ・条例制定の手引き(冊子、添付省略)
質疑応答内容	別添資料3の通り
考察	・本条例については、乱立する資材置場に関して規制を求める市民の要望を受け、市長の強い意向で制定された。 ・本条例制定から約1年半経過し、資材置場の新規設置は抑止されつつあると分析する一方、既存の資材置場については強制力のない努力義務規定に過ぎず、市民からの苦情等も止まない現状にある。 →既存の資材置場に関する規制強化に踏み切るか否かが最大課題。 ・本市での資材置場設置に関する現況を踏まえ、良好な自然・生活環境を維持すべく、規制条例制定等の対策検討が急がれる。

川口市行政調査項目について

1. 調査事項

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例について

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第53号）

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例施行規則（令和3年規則第90号）

令和4年7月1日施行

2. 調査項目

- ・○「資材置場の設置等の規制に関する条例」の制定経緯及び運用状況について

条例制定に至った経緯

生活環境悪化①～④と対策として条例による規制①～④を実施。

- ① 必要な道路整備をともなわずに、大型トラック等が往来し、かつ、火災発生の可能性が高いことにより、円滑な交通の阻害や消防活動への支障が懸念される。
- ② 騒音・振動・粉じん等の発生
- ③ 鋼板で囲われ周囲の目が届かないことによる、廃棄物の野外焼却、不法投棄、建築確認無しでの建築行為など、不適切な行為の発生と、それにともなう火災等の発生
- ④ 資材の崩落が懸念されるものが存在することにより、市民の生活の安全性や生活環境の悪化を招く状況

・このような資材置場の状況に鑑み、資材置場の設置等に関し、令和3年条例制定について検討することとなる。

- ① 火災発生時に緊急車両の通行や避難経路の確保ができる公道への接道
- ② 騒音・振動・粉じん発生時の周囲への影響の軽減や、児童等の入り込みによる事故防止のための塀等の設置
- ③ 不適切な管理の未然防止に向けた資材置場の内部の透明性の確保
- ④ 資材の崩落防止による周辺の安全性の確保

といった必要な規制を行うことにより、適正な設置・管理を図り、市民の生活の安全の確保・生活環境の保全に寄与することを目的とする。

・同条例制定施行後の運用状況について（新規資材置場と既存資材置場）

令和4年7月1日の条例施行後、500㎡以上の新規資材置場は許可を受けるが必要があり、新規資材置場は2件の申請、2件が許可済。条例施行前からある既存資材置場については許可を受ける必要はないが、許可基準に合うように努力義務がある。新規資材置場で苦情が来たことはないが、既存資材置場については騒音、振動、粉じんによる苦情が地域住民から来た場合、職員が地域住民と既存資材置場業者との間に入り、地域住民の環境に配慮してもらうよう業者側に説明することで問題の解消に努めている。川口市の資材置場は外国人が作業していることが多く、地域住民も直接苦情を言いつらいようであり、職員から伝えることで安心してもらえているようである。

条例施行後、乱立していた市街化調整区域に関しては週1回程度職員が巡回を行い、許可基準を無視した新規資材置場の設置がないかを調査している。無許可の資材置場を見つけた場合は直接会社の経営者や日本語のわかる従業員と話をし、資材置場の新規設置には許可が必要となる条例が施行されたことを説明している。既存資材置場については許可条件に合うように説明をするが、資材置場で就労している外国人は日本語が片言な人も多いため、6カ国語で記載したリーフレットを渡すなどして周知に努めている。

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例

不適切な資材置場の設置・管理の防止を図り、市民生活の安全の確保と生活環境の保全に寄与することを目的として「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」が制定されました。

主なポイントは以下のとおりです。

令和4年
7月1日施行

POINT 01

資材置場の設置には許可が必要です

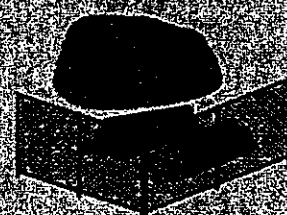
令和4年7月1日以降に、一面の土地の区域が50.0㎡以上の資材置場の設置に係る工事に着手しようとするときは、許可基準に適合する計画を定め、市長の許可を受けなければなりません。

また、許可の対象外となる資材置場を設置・管理する場合においても、許可基準を遵守するよう努めなければなりません。

【許可基準の概要】

- ①原則として、「幅員4m以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているもの」に4m以下接続していること
- ②倒壊防止措置を講じていること（原則として、堆積の高さは2m以下、のり面の勾配は垂直1mに対する水平距離は2m以下とすること）
- ③立入防止（騒音・振動・粉じん発生軽減措置を講じていること）
（原則として、高さ1.8m以上の板塀その他これに類する囲いを設置すること）
- ④視認性の確保措置を講じていること（原則として、公道等に面する板塀等について、視認性の高い構造の部分と適切に配置すること）

※許可の対象、手続きや許可基準の詳細は市ホームページなどで必ず確認をしてください。



POINT 02

条例違反は罰則の対象です

許可を受ける必要があるにもかかわらず、無許可で資材置場を設置した者は、勧告・措置命令の対象となります。その措置命令に違反した者は、罰則（3.0万円以下の罰金）の対象となります。

また、届出等に違反した者も、罰則（5万円以下の過料）の対象となります。

【問い合わせ】

川口市都市計画部開発審査課

〒334-0011

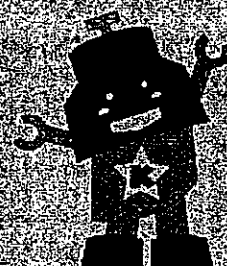
川口市三ツ和1-14-3（鳩ヶ谷庁舎5階）

電話：048-258-1110（代） F A X：048-285-2003

メール：120_040000@city.kawaguchi.saitama.jp



手続き、許可基準の詳細
（川口市ホームページ）



「川口市マスコット きりぼん」

川口市視察における質疑応答 ・が回答 →は補足

(1) 条例制定のきっかけ(議員からの要請、市民運動等含む)

・市外化調整区域(市域の約12%)を中心に急増する資材置場において様々な問題が発生し、何らかの規制を求める市民の声を受けた市長の強い意向により制定された。

→令和3年12月の市議会定例会にて全会一致で可決

(2) 制定検討から決定に要した準備期間

・先行他市(横須賀市)の条例研究や市内横断検討、罰則に関する検察庁協議等を経て、市長の指示から約1年で条例案を議会に上程した。

→通常の新規条例制定と比べて異例の速さ

(3) 条例制定に際しての市民、地権者、事業者等からの意見収集状況(反対意見等)

・市民へのパブリックコメントや市内建設関連業界等への意見照会を実施。

・市民や議会からは、条例案よりもより強い規制を求める声もあった。

→資材置場設置そのものを認めない等

・関連業界からは既存の資材置場に関する規制や条例施行日程に関する問い合わせ等があった。

(4) 条例制定前の資材置場における問題事象の発生状況

・市説明資料の通り

→解体業者が使用する資材置場からの騒音が特に問題とされていた

(5) 条例制定の効果(資材置場設置箇所数の推移、市民・事業者等の評価等)

・条例制定以降に規制対象となる資材置場の新規設置申請は2件(許可2件)であり、設置のペースは制定前と比べて落ちているのではないかと推察。

(6) 条例を所管する組織、要員体制、年間予算規模

・開発審査課の係長を含め4名で所管。監視・指導体制強化のため新規予算の確保を検討するも、財政事情から現状では困難な状況。(事前調査は委託)

(7) 市の監視・警察等との連携状況

- ・資材置場が多く設置されている市外化調整区域を中心に、既存資材置場を含め週1回のペースで巡回監視、指導を実施。警察にも重点巡回を依頼。
→資材置場に建築物は設置できないが、単管パイプと屋根材を組み合わせて保管庫的な造作を行うケース等があり、都度撤去指導を実施。

(8) 立ち入り検査、定期・随時報告制度の運用状況、効果～許可対象外の資材置場合む

- ・条例に基づき随時立ち入り検査と指導を実施中。資材置場の運用状況報告は3年に1回だが、条例制定からまだ1年半であり受領実績は無し。
→巡回、立ち入り検査等に基づく内部報告書は蓄積中
→条例上3年に1回の報告とした理由は、資材置場の関連設備更改(壁面等)のタイミングが概ね3年ごとと判断したため

(9) 条例違反に伴う処分(勧告、措置命令、罰金/過料適用、許可取り消し、停廃止等)事例の発生状況

- ・現時点では勧告1件のみ

(10) 資材置場用地の利用形態(所有権移転=売買、長期借地等)

- ・売買、借地等の両者が混在している状況

(11) 許可適用除外(条例第6条関連～市長認定)事例

- ・コロナ対応でワクチン接種を行う際の資材保管スペース等が対象例
→空き地等に資材を置くだけで条例上は資材置場と定義される

(12) 囲い塀の高さ、色彩制限(1.8m 以上となっているが高さの制限は?)

- ・景観条例の基準を適用(上限は3m)
・色彩制限等は特に無し(未検討)

(13) 緑化基準要綱(令和4年3月)及び景観計画(令和4年7月制定)と資材置場設置規制条例との関係、及び資材置場緑化の状況(実際の効果)

- ・資材置場設置条例との直接的な関連付け(強制力)は無いものの、設置許可時

に考慮頂けるよう緑化基準要綱や景観計画についてセットで説明、要請。
→新規に設置される資材置場では遵守されている

(14) 埼玉県内他市の条例制定状況、条例未制定の周辺自治体への影響

・越谷市等から条例制定についての照会あり。

(15) 条例・規則等運用についての今後の課題(規制の在り方見直し等)

・既存の資材置場(市内約790ヵ所)については条例規定が努力義務に過ぎず、相変わらず市民からの苦情が絶えないため、更なる規制強化を図るか否かが課題。(既存資材置場でもスペース拡張時等には条例適用となる場合あり)

→条例制定時に既存の資材置場についても適用できないか検討するも、
市内法規審査等の結果断念

(16) その他

① 市外化調整区域の指定見直し予定

・予定無し

② 資材置場となる地目

・雑地が多い

③ 条例で幅員4m以上の公道接道を条件とした経緯

・一般的な用地開発時の規制をスライド適用

④ 条例適用を500㎡以下の資材置場にした経緯

・都市計画法(第29条～開発許可基準)上の規定をスライド適用

⑤ 資材置場からの雨水流出事例

・傾斜地での設置が少なくそのような事例は把握していない

⑥ 資材置場設置時の周辺住民に対する事前説明制度の検討状況

・特に検討経緯無し

⑦ 既存資材置場設置(利用)事業者の市内・市外区分

・把握困難な状況

以上

出張旅費計算書

適 用	埼玉県川口市役所 埼玉県川口市青木		会 派	ちがさき立憲クラブ			
期 間	令和5年11月7日 1日		出張者 氏 名	早川 仁美、藤本 恵祐、吉川 ひかり			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額 (円)
茅ヶ崎 — 赤羽 JR東海道本線		1	—	74.4	1,340	—	1,340
赤羽 — 川口 JR京浜東北線						—	
川口 — 赤羽 JR京浜東北線				74.4	1,340	—	1,340
赤羽 — 茅ヶ崎 JR東海道本線						—	
計		1	—	148.8	2,680	0	2,680
	日 数			単 価(円)		金 額(円)	
日 当	1			2,400		2,400	
研修参加費	1			0		0	
合 計	¥5,080 ×			3 人		¥15,240	

政務活動報告書

令和5年11月17日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) ちがさき立憲クラブ

(氏 名) 早川 仁美

藤本 恵祐

吉川 ひかり

政務活動の結果は、次のとおりでした。

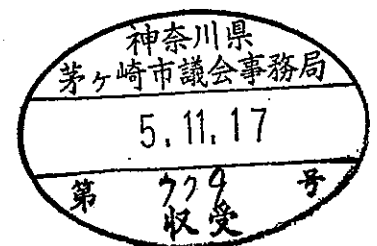
日 時

令和5年11月8日(水)

目 的 地
(研 修 地)

愛知県豊明市役所
※(株)アイシンのコールセンター視察及びチョイソコ
の試乗も含む

政務活動の結果(別紙のとおり)



1 参加議員

早川仁美、藤本恵祐、吉川ひかり

2 視察日時

2023年11月8日(水) 13時～16時

※13:00～15:00＝コールセンター視察、試乗 15:00～16:00＝意見交換

3 視察先

愛知県豊明市(運営事業者である㈱アイシン社のコールセンター含む)

4 視察事項

乗り合い送迎サービス「チョイソコ とよあけ」の導入経緯と運行状況等について

5 視察概要

記録者	藤本恵祐
視察先選定理由	本市では新たな「地域公共交通計画」を策定中であるが、中でも小出地区限定で運行している予約型乗合バスについては、利用率向上や収支改善等多くの課題を抱えている。 そこで、公民連携型の斬新な乗り合い送迎サービスとして注目を集めている「チョイソコ とよあけ」の導入経緯と運行状況等について調査研究を行い、本市の公共交通政策や予約型乗合バスのあり方等に関する評価、提言に生かして行く。
豊明市からの説明 (企画政策課)	別添資料1、2の通り
質疑応答内容等	別添資料3の通り
考察	・「チョイソコとよあけ」は、高齢者等の健康増進＝外出機会の創出という福祉行政推進の視点で取り組んだ事業であり、市域全体をカバーしている点が特徴。 ・利用者、運行エリア・ルート等を調整し、既存タクシー、路線バス、コミバスとのすみ分け、共存共栄に配慮。 ・オンデマンド型乗合サービスに関する全国展開ノウハウを持つ民間事業者との緊密な協業関係を構築し、積極的なイベント企画や高齢者を意識した紙媒体によるPR等で利用促進を図っているほか、停留所増設やスポンサー開拓にも地道に取り組んでいる。 ・豊明市が1,600万円／年程度を負担し更なる収支改善が課題とな

っているが、高齢者等福祉の増進や地域活性化という副次的な効果をどう把握、評価すれば良いかについても検証が必要。

・茅ヶ崎市の予約型乗合バスについても、高齢者の運転免許証返納やバス・タクシー業界の人手不足等の状況を踏まえつつ、北部地域限定の単なる移動手段としてではなく、市域全体の健康・福祉増進や地域活性化、更には子どもたちの学びや育ちの支援(通学、通塾等)等の新たな視点と協業者を加え、そのあり方を再度見直すべきタイミングと考える。

チョイソコとよあけ（概要説明資料）

この町にチョイソコが生まれました
みんなで育てる新しい乗り物のカタチ。



健康増進のための
乗り合い送迎サービス

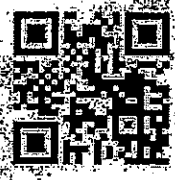
チョイとソコまで、ごいっしょに
チョイソコ
とよあけ

チョイソコご利用方法
予約は電話またはウェブサイトから。乗降場所は事前に予約が必要です。乗車料金は利用料と乗降料に分かれています。乗降料は乗降場所までの距離によって異なります。乗車時間は予約した時間通りに運行します。乗車人数は1名から4名までです。乗車時間は予約した時間通りに運行します。乗車人数は1名から4名までです。

会員
募集中!!

スポンサー協賛による
民間企業主導の
デマンド型交通を
愛知県豊明市で
実証実験しています

プロモーションムービー



2023年11月
豊明市企画政策課

057-00-81194

AISIN

1

チョイソコとは？

- ・地域の交通不便を解消し、主に高齢者の外出促進に貢献する
デマンド型交通（※） ※予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システム
- ・従来のデマンド型交通と異なり、**民間企業が事業主体となり、エリアスポンサーによる協賛を得ることで採算性を向上**
- ・単なる運行のシステム提供に留まらず、**高齢者の健康増進につながる外出促進の“コト”づくりを推進**

シンボルマーク

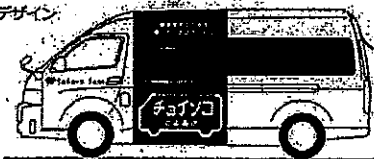
チョイとソコまで、ごいっしょに



自治体名入り



車両デザイン



～チョイソコの想い～

シンボルマークに表現されている「チョイソコ」の各文字は老若男女な人を表し、利用者の多様性を表現しています。多様な人が乗り合わせる移動により、外出を楽しみ、健康増進につながる...そのような世の中を実現していきたいと考えます。

2

健康増進のための 乗り合い送迎サービス

チョイとソコまで、ごいっしょに

チョイソコ とよあけ

会員登録制

無 料

乗り合いで
ご希望の停留所へ

平日：9:00-16:00

電話・インターネット
受付

電話：8:30-16:00
インターネット：24時間

運賃

200円/回
(乗継は400円)
(税込)

豊明市視察における質疑応答 ・が回答 →は補足

(1)「チョイソコとよあけ」の導入経緯【資料1～P14参照】

- ・「地域包括ケア豊明モデル」において高齢者等への積極的な外出支援を模索
→市民の高齢化と相俟って健康保険や医療保険が市の財政を圧迫
- ・同時に、運転免許証返納者の増加等により、外出時の「足」が無いという課題
→移動支援に資する新しい公共交通サービスを公民連携スキームにより模索
☆高齢者等福祉対策の視点で事業がスタート

(2)現在の運行状況【資料1～P7、11、12 参照】

- ・運営事業者＝㈱アイシン、運行事業者＝名鉄タクシー、事業管理者＝豊明市の3者協定スキームにより運行。
- ・登録会員制(交通不便地域に住む小学生以上の市民、その他地域は65歳以上の市民)
- ・車両＝2台(ステーションワゴン、市保有)
- ・稼働＝平日9時～16時に運行(土日祝日は利用者数が少ないと想定)
- ・運賃＝200円／乗車
- ・停留所＝120ヵ所(事業者、公共施設、一般住宅地の総計)
→約半数が一般住宅エリア
→自治会による街歩き等を通じて選定
→隣接市にも3ヵ所試行設置中

(3)タクシー(市内2社)や路線バス事業者(名鉄)とのすみ分け【資料1～P21、22参照】

- ・運行車両は上限3台、運行時間は平日9:00～16:00とする
- ・バスの主要幹線と重複する移動はバス優先案内を行う
→コミバス(3台)は市の中・南部地域に路線を集中させ、北部地域はチョイソコにシフト

(4)利用者数や利用者の年代等【資料1～P27～33参照】

- ・登録者ベースでは70代以上で約90%を占める
- ・2,117人の登録者数で10,033回の利用あり(2022年度実績)
- ・買い物、医療サービス利用で約90%を占める
→小学生による塾等への移動利用もあり

(5)利用者の評価

- ・利用者の評価は概ね好評
→利用受付を担当するコールセンター(㈱アイシン社受託)にてきめ細かにサポート

(6)利用促進策【資料1～P5、6参照】

- ・単なる地域間移動の手段に止まらず、高齢者の外出機会を増やすイベント等を開催
- ・会員に対し毎月「チョイソコ通信」を郵送し利用促進

(7)収支状況【資料1～P24参照】

- ・市の負担金≒1,600万円(2022年度実績)
→1乗車当たりのコスト≒1,600円

(8)エリアスポンサー開拓の取り組み【資料1～P4参照】

- ・エリアスポンサーには協賛金を負担頂き(約600万円～2022年度実績)、「チョイソコ通信」の発行経費やイベント開催費等に充当
- ・スポンサー開拓は基本的に㈱アイシン社、大学等は豊明市が担当

(9)現状の課題と今後の展望【資料1～P26参照】

- ・事業効果のより精緻な算定
→高齢者の外出支援、地域活性化等の要素もあり数値化が難しい側面あり
- ・市負担金の削減
- ・乗合率の向上
→現状1.4～1.5人
- ・外出機会を増やす魅力的なイベント等の実施(コト消費)
- ・予約不成立率の検証
→現状では3～4%

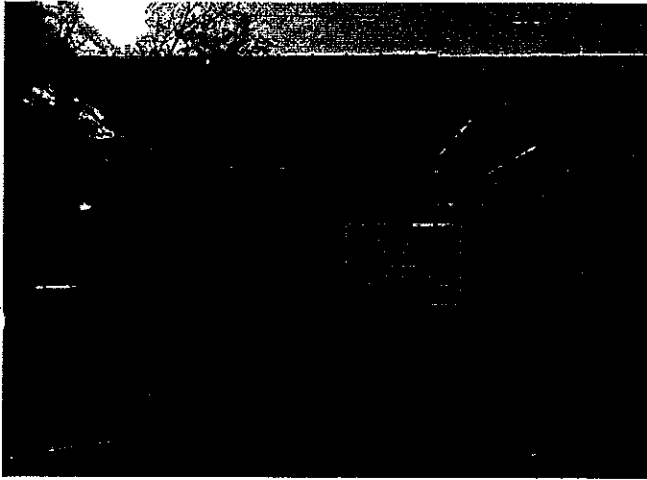
【参考～11/8 現地にて撮影】



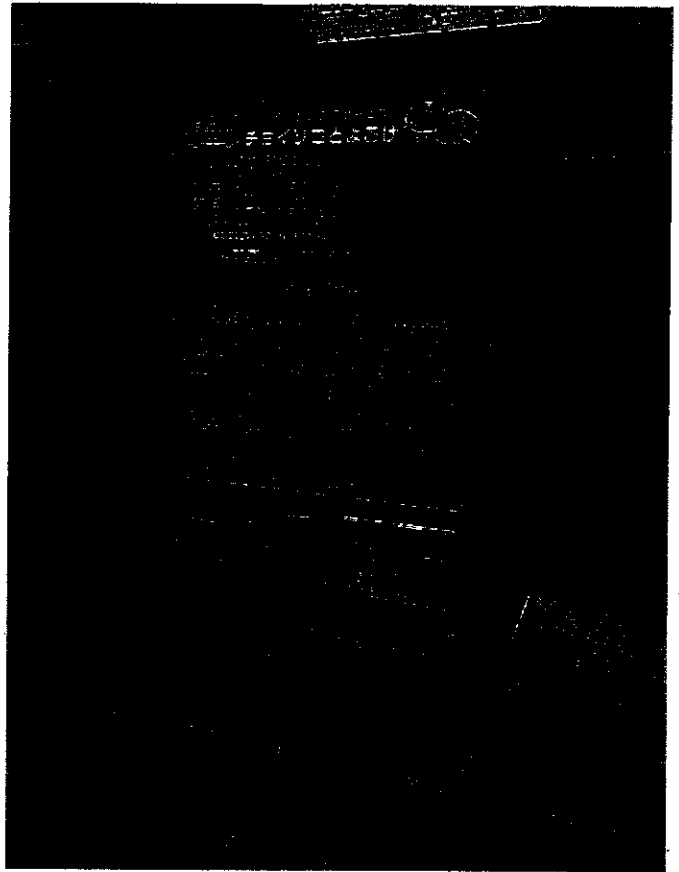
市役所庁舎前で



車内の様子(通信・決済・移動支援用端末等を搭載)



公共施設前に設けられた停留所



市役所ロビーに掲示されたスポンサーボード

以上

政務活動報告書

令和5年11月15日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) ちがさき立憲クラブ

(氏 名) 早川 仁美

藤本 恵祐

吉川 ひかり

政務活動の結果は、次のとおりでした。

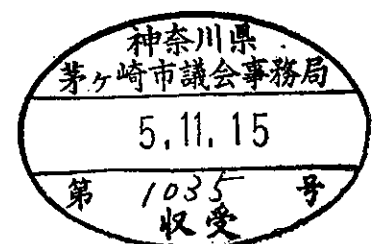
日 時

令和5年11月9日(木)

目 的 地
(研 修 地)

静岡県富士市役所

政務活動の結果(別紙のとおり)



1 参加議員

早川仁美、藤本恵祐、吉川ひかり

2 視察日時

2023 年 11 月 9 日(木) 13 時 30 分～14 時 15 分

3 視察先

静岡県富士市

視察事項

富士市における『おくやみ窓口』について

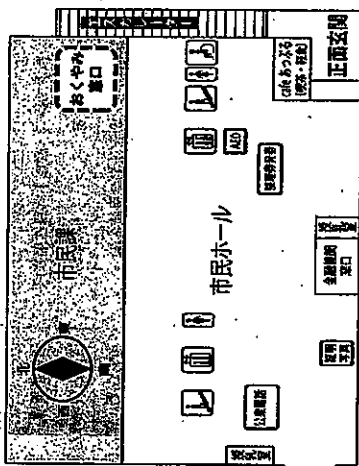
5 視察概要

記録者	吉川ひかり
視察先選定理由	窓口 DX の導入が全国の自治体で進む中、茅ヶ崎市役所内では、書かない窓口導入プロジェクトチームが3月に発足し、組織を横断して市役所全体の窓口改革に取り組んでいる。 書かない窓口とは、住所などの基本的な情報を市民が予め記入して窓口で手続きすることが通例であった市役所の窓口を、市の基幹系システムのデータを使って置き換え、記入するのは署名のみにするなど市民の負担軽減を図る取り組みである。また、窓口で担当する職員にとっても、バックオフィス業務の自動化など省略化のメリットがある。 このようにワンストップ窓口を取り入れる自治体も増える中で、富士市における取組の「おくやみ窓口」では、ご家族が亡くなられた際の市役所での様々な手続きを、ひとつの窓口でまとめてサポートし、ご遺族の方の負担を減らすサービスを行っているが、こちらの取り組みにおける評価、提言を本市の政策に生かしていく。
富士市からの説明 (市民部市民課)	別添資料1、2の通り
導入の経緯、事業の 運用方法、市民から の評価等	・令和元年5月藤枝市、令和2年2月別府市がそれぞれ開設したことを受け、富士市市民から要望があり、令和2年7月関係課による庁内連絡会議が開催され、令和2年10月1日富士市市民課において開設された。窓口体制は開設当初は職員2名+会計年度職員1名だったが、予約が多くなったため、現在は職員3名+会計年度職員2名の5人体制

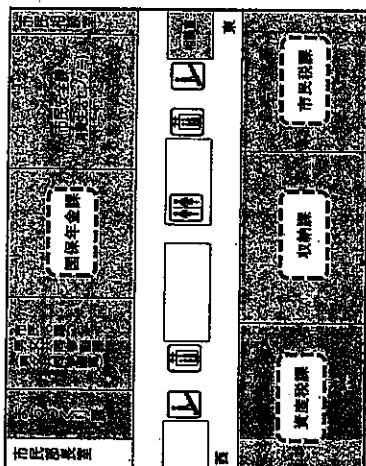
	で、窓口は2窓、午前2枠、午後2枠の最大で1日8枠としている。 ・多くの場合は葬儀業者が遺族の代表として死亡届を提出するため、遺族は葬儀業者より、「死亡届出後の手続き案内」と「おくやみ窓口のご案内」の2種類の用紙を受け取る。従来はこの手続き案内を参考に遺族は自分で関係する課に赴き、直接手続きしていた。(なお、現在もこの方法で手続きすることも可能) ・「おくやみ窓口」を利用される方は案内を見て、事前に電話にて予約を取得、その際必要な情報を窓口の職員とやりとりする。※事前に情報を聞き取り、手続きのある程度のことを利用者と話すことで、手続きの漏れをなくす、処理時間が短縮できる等のプラスの面がある。 ・実際受付した後は、内容をもとに関係課に対し照会を依頼し回答期限を翌日とし必要書類などを整え、可能な限り情報を入力し、受け入れの準備をする。 ・予約当日、あらかじめ準備した書類により、手続きの処理をする。 ・利用実績は、令和2年度は42.5%、令和5年度には49.7%と、約半数の高い水準を保ち、サービス利用後の利用者アンケートでは、9割の利用者から「満足」と回答を得ている。
考察	・富士市の「おくやみ窓口」は、導入時から特別な専用のシステムを新たに導入したわけではなく、Excel ファイルにて庁内で円滑に処理されている点が特徴的で、システム導入の予算をかけずに、利用率、利用者アンケートにて高い評価を得ている点において良い事例と考える。現在、予約から窓口に来庁するまで1週間～2週間を要していて、今より予約が増えると、専属で業務ができる職員が少ないため、処理にかえて時間がかかってしまう点が課題とのこと。※市役所内の、デジタルサイネージ等で「おくやみ窓口」の広告の掲載依頼があるが、予約が増えすぎないように、お断りされている。 ・遺族(利用者)にとって精神的にも肉体的にも多く負担がかかる時に、市役所に出向き、複数の課をまわって行っていた煩雑な手続きを、可能な限り「おくやみ窓口」一か所で完結が可能になったことは、市民にとって高く評価できる市民サービスと考える。

【富士市役所フロアマップ】

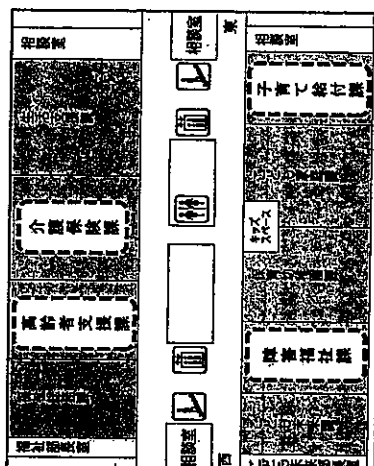
階



署



1階



子育て総合相談センター

※死亡・周（同周に伴う世帯主変更）について、葬祭業者をご利用の方は業者の代行により提出されています。					
住民票等	印鑑登録証カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	☐	返納またはハサミ等で破断し破壊 随手続き終了後、返納またはハサミ等で破断し破壊 ※相続関係手続などでマイナンバーが必要になることがあります。	市民課 ☎0545-55-2749	2階
国民健康保険	マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちの方	☐	葬祭費の支給申請（葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます）： 必要な持ち物は以下のとおり ①亡くなった方の国民健康保険証 （世帯主が亡くなったときは国保加入者全員分） ②葬祭費用の領収書 （支払った人の名前がフルネームで記載されたもの） ③葬祭費用を支払った人の振込口座がわかるもの ※ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要 ④委任状（葬祭費用を支払った人以外の口座に振込む場合）	国民年金課 ☎0545-55-2751	
	加入していた保険により手続きの場所が変わります。 国民健康保険に加入している方 ※申請期限：葬祭を行った日の翌日から 起算して2年以内	☐	葬祭費の支給申請（葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます）： 必要な持ち物は以下のとおり ①亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証など ②葬儀の会葬札状 ※無い場合は喪主（葬執行行者）のわかる葬儀の領収書など （喪主のフルネームが記載されたもの） ③振込口座がわかるもの（喪主のもの） ※ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要 ④喪主の認印（スタンプ印不可） ⑤相続人代表者の口座がわかるもの及び認印（スタンプ印不可） ※相続人代表者：相続人の中で代表して手続きを行う方	国民年金課 （後期高齢者医療 に関すること） ☎0545-55-2754	3階
	後期高齢者医療制度に加入している方 （75歳以上の方または障害認定を受 けた65～74歳の方） ※申請期限：葬祭を行った日の翌日から 起算して2年以内	☐	社会保険に加入している方・・・勤務先または保険証の発行元にお問い合わせください。		
税金	市税（個人住民税、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税、国民健康保険税）で諸手続きが必 要となる方	☐	手続きが必要な場合は、後日担当からご連絡します。	市民税課 ☎0545-55-2734 資産税課 ☎0545-55-2743 収納課 ☎0545-55-2730	
介護	65歳以上または介護認定を受けている方	☐	介護保険被保険者証等の返納：必要な持ちは以下のとおり ①亡くなった方の介護保険被保険者証、負担限度額認定証 ②相続人代表者の口座がわかるもの及び認印（スタンプ印不可） ※保険料の還付がある場合は振込先として 相続人代表者ととは：相続人の中で手続きを代表して行われる方	介護保険課 ☎0545-55-2766	
高齢者支援	外出支援サービス、はり・きゅう・マツサージ 費用助成事業、高齢者みまもりサービス、福祉 電話を利用していた方	☐	返納・廃止について担当課へお問い合わせください。	高齢者支援課 ☎0545-55-2741	4階
障害	障害者手帳等をお持ちの方	☐	返納等について担当課へお問い合わせください。 手当、医療費助成を受給していた場合は、なるべく早く担当課へお問い 合わせください。	障害福祉課 ☎0545-55-2759	
子ども	20歳未満のお子様を養育している方	☐	手当、医療費助成に関する手続きについて、なるべく早く担当課へお問い合 わせください。 ※児童手当の受給者が亡くなった場合、15日以内に手続が必要です。	子育て給付課 ☎0545-55-2738	

ご遺族の手続きをサポートします

「おくやみ窓口」のご案内

富士市「おくやみ窓口」では、ご家族が亡くなられた際の市役所での様々な手続きを、ひとつの窓口でまとめてサポートします。ご遺族の方の負担を少なくできるようお手伝いいたしますのでご利用を希望される方はお問い合わせください。おくやみ窓口は事前予約制です。

予約・ お問合せ先	富士市役所 市民課 おくやみ窓口  0545-55-2853
予約受付時間	平日 午前8時30分 ～ 午後5時
窓口の場所	富士市役所2階 市民課 ②番窓口
利用対象者	富士市に住民登録があった方のご遺族

<ご注意>

- ◆ご利用の際は、電話予約をお願いします。 手続きの確認のため、ご予約からご利用日まで3営業日程度いただきます。また予約状況によりご利用日が1～2週間後になる場合がございます。
- ◆ご利用いただけるのは平日のみとなります。(休日開庁対象外です。)
- ◆内容により全ての手続きが一度で終わらない場合もありますが、できるだけご負担が少なくなるようにお手伝いさせていただきます。
- ◆ご予約の際は、お手元に「このチラシ」のほか、「故人の被保険者証」、「会葬礼状」または「葬祭の領収書」をご用意ください。
- ◆手続きをされるご遺族の方が遠方にお住まいで、富士市役所にお越しになることが困難な場合は、ご予約の際にお申し出ください。
- ◆手続きをお急ぎの場合などは、「おくやみ窓口」を利用せず、直接それぞれの担当課で手続きを行うこともできます。(詳しくは「死亡届出後の手続き案内」をご覧ください。)

市役所以外の手続きはおくやみ窓口で承ることが出来ません

年金の手続きは年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所での手続きは予約が必要です。事前に手続きの内容と必要書類等※を確認してください。

□**年金事務所予約専用電話 0570-05-4890** (富士年金事務所 0545-61-1900)

※年金のほか、金融機関、生命保険、不動産登記など、市役所以外の手続きにおいて、故人及びご遺族の証明書類(戸籍謄本など)が必要となる場合があります。富士市役所でこれらの証明書類をお求めになる場合は、必要となる証明書類の種類(対象者)と枚数をあらかじめ関係機関等にお問い合わせください。

ちがさき立憲クラブ 行政視察報告書<富士市>

2023 年 11 月 15 日

1. 参加議員
早川仁美、藤本恵祐、吉川ひかり
2. 視察日時
2023 年 11 月 9 日(木) 14:00~15:30
3. 視察先
静岡県富士市
4. 視察項目
子どもの権利条例について
5. 視察概要

記録者	早川仁美
視察先選定理由	2019 年~2022 年の 4 年間、文化教育常任委員会の政策討議において、「子どもたちが主体的に生きるための総合的取り組みについて」調査研究し、2022 年 12 月に市長に対して政策提言を行った。その過程で富士市が 2022 年 4 月の条例制定を行ったことを知る。 現在、その後の市側の動きは見えない。今回は、同時期に必要な条例制定に至ったその経緯と経過、運用状況等について調査研究し、今後、条例制定の早期制定を進めるため生かしていきたい。
内容	別紙
考察	富士市の子どもの権利条例は、2019 年 2 月の議員の一般質問において市長が「条例制定に向けて進める」と答弁したところから始まる。 1 年後の 2020 年 2 月にシンポジウムを開催し、懇話会を発足させ、大人、保護者、子どもに関する団体、そして子どもたちからアンケートや直接意見交換を行った。また、ワークショップ等を開き丁寧に聞き取った経緯を伺った。丁寧に進めた結果、富士市民の思いが詰まった条例になっていると感じた。また、市がこれまで進めてきた大人を支援する施策から、子どもの権利を保障し最善の利益が実現できるよう施策の転換を図ったところにこの条例の意義は大きいと感じた。 茅ヶ崎市でも、不登校やいじめ、虐待等の課題はあるが、子どもの声を反映したり、子どもの権利を守っていく仕組みが乏しく、大人向けの施策が多い。このことから、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を守るための条例制定は急務と考える。 しかしながら、子どもの権利条例の制定については、市民もさまざまな意見があったとも伺い、議会の政策提言ではあったが、市民の意見を聞き、対話し、茅ヶ崎市にあった子どもの権利条例を作っていかなければならないと考える。 来年度は、子ども家庭センター設置、令和 7 年には子ども子育て支援計画も切り替えの時期であるため、この機会を捉え、条例制定に向けて動き出すよう提言をしていく必要がある。

1. 視察項目

子どもの権利条例について

2. 視察内容

① 条例制定経緯

- ・市の実情にあった実効性のある条例制定するため、制定の段階において市民及び当事者である子どもの参加を得て幅広く検討することが重要である
- ・このことを踏まえ、積極的に多くの市民及び子供の意見を聴き、集約し条例に反映させる形で作業を進めた。

時期	内容
2019年2月	定例会の一般質問において、市長が「条例制定に向けて今後進めていく」と回答
2020年2月	子どもの権利に関するシンポジウムを開催
2020年10月～ 2021年8月	富士市子どもの権利条例制定懇話会の発足、開催 開催回数9回 懇話会発意による意見書提出(全61ページ)
2020年10月～ 2021年8月	子どもの権利に関する意見を聴取 6,800人余の子ども等から、アンケートやフリートーク、インタビューワークショップを通して意見を聴取

② 条例制定の意義

- ・市では、これまで貧困の拡大やいじめ、虐待、体罰など子どもを取り巻く課題に対応しながら施策を進めてきたが大人を支援する施策が主流であった。
- ・今後は従来の施策に加えて、子ども自身が権利主体として自分らしく成長できるよう子ども自身の考え方を大切にしながら、子どもの育ちを直接支えていく考えを取り入れた施策を実施していくことが必要。
- ・条例制定することにより子どもの権利を主体として位置づけ、子どもが本来持っている権利を保障し、子どもの最善の利益を実現できるよう子どもの施策の転換を図るものである。

③ 条例の特徴

子どもの権利についての理念だけでなく、子どもの権利を保障する具体的な仕組みや制度を盛り込んだ実効性のある総合条例である。

・前文

市民の声をしっかり盛り込む。

市内の高校にチームを形成しワークショップを開催し、子どもたちの思いが表れている。言葉をひとつひとつしっかりと議論して作り上げた、思いのこもった前文である。

・第2章 子どもの権利の保障

子どもの権利条約の4つの権利である、(1)差別の禁止、(2)生命、生存、発達の権利(3)子どもの意見とその尊重(4)最善の利益の考慮という原則を盛り込んだ

・第3章 子どもの権利の保障

大人が果たすべき役割をイメージしやすいように、子どもの生活の場面に応じて大人が保障しなければならないことを規定した。

・第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止については独立した見出しを付け規定
権利侵害の防止に向けた市の強い姿勢を示している

④ 子どもの権利を保障する仕組み

*救済委員の設置

目的…あらゆる子供の権利侵害に対して迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を
支援すること

人員…3 人以内

任期…3 年

相談窓口の設置…子どもの権利侵害の特性から、子どもの権利に関する相談窓口を
設置し、相談、調査、および調整等に関する相談員を置く。

子どもなんでも相談→8 名（家庭児童相談室相談員が兼務）

相談・申し立てできることと、人

…市内に居住し、通学、通所する市内で活動する 18 歳未満の権利
に関することはなんでも

子ども自身、家族、友人、誰でも相談できる

相談方法…来所、電話、メール等

申し立てする場合は原則書面

活動報告書の作成…年に 1 回、子どもの権利救済委員の活動報告書を発行

⑤ 救済委員の位置づけと性格

独立・第三者性及び専門性の確保→現在、弁護士、臨床心理士の 2 名

救済委員に条例を根拠とする一定の権限を持たせ仕組みの安定化を図る

独任制

⑥ 権利救済の流れ（別紙）

⑦ 推進計画の策定

計画の策定…子どもに関わる施策を進めるにあたり推進計画を定める

計画には子どもの権利保障を進めるための方向性や取組を位置づける

子ども関連の計画と整合

…各種計画について本条例の基本理念に照らし合わせ、あらゆる視点や角
度から機能的に結びつけ整合を図る

計画の策定及び見直し、検証

…計画の策定や見直しに当たっては子ども、市民等、子ども子育て会議の意
見を聴く

計画の実施状況について検証するため、子ども子育て会議に諮る

出張旅費計算書

適用	①愛知県豊明市役所 ②静岡県富士市役所 ①愛知県豊明市新田町子持 ②静岡県富士市永田町		会派	ちがさき立憲クラブ			
期間	令和5年11月8日から 令和5年11月9日まで 2日		出張者氏名	早川 仁美、藤本 恵祐、吉川 ひかり			
経路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎 — 小田原 JR東海道本線		2	1	283.0	5,170	—	9,100
小田原 — 三河安城 JR新幹線(こだま)						3,930	
三河安城 — 刈谷 JR東海道本線						—	
前後 — 豊橋 名鉄名古屋本線				197.2	880	—	880
豊橋 — 新富士 JR新幹線(こだま)					2,640	3,060	5,700
富士 — 熱海 JR東海道本線				87.6	1,520	—	1,520
熱海 — 茅ヶ崎 JR東海道本線						—	
計		2	1	567.8	10,210	6,990	17,200
	日数		単価(円)		金額(円)		
日当	2		2,400		4,800		
宿泊費(朝食付)	1		6,510		6,510		
夕食代	1		2,000		2,000		
研修参加費	1		0		0		
合計	¥30,510 ×		3人		¥91,530		

宿泊先 東横INN 新富士駅南口
 〒416-0932 静岡県富士市柳島310-1
 TEL:0545-66-1045



toyoko inn

領 収 書

ちがさき立憲クラブ様

領収金額 ¥6,510

以下にて領収いたしました。

◆ご利用明細◆

2023/11/08 宿泊料 (朝食付) ¥6,510

10%対象 ¥6,510 (内 消費税額 ¥591)

◆お支払い明細◆

クレジットカード ¥6,510

最安値宣言!!公式HP予約なら最大¥400 OFF
クレジットカード決済です!!
予約はこちらtoyoko-inn.com



東横INN 新富士駅南口
TEL:0545-66-1045 FAX:0545-66-1046

印紙税申告納
付につき蒲田
税務署承認済

発行元
株式会社 東横イン
東京都大田区新蒲田1-7-4

登録番号:T8010801008365
取引番号:2231100559 2023/11/08 18:46

クレジットカードご利用明細

カード種別:IC 取引内容:売上
支払区分:一括 処理番号:2320
カード会社:VISA 有効期限:XX/XX
会員番号:
決済方法:クレジットカード決済
AID:A0000000031010
ATC:0113 カードシリアル番号:0
製造番号:000302223409556 結果コード:000
お支払総計:¥6,510 取引ID:04sWz0



toyoko inn

領 収 書

ちがさき立憲クラブ様

領収金額 ¥6,510

以下にて領収いたしました。

◆ご利用明細◆

2023/11/08 宿泊料 (朝食付) ¥6,510

10%対象 ¥6,510 (内 消費税額 ¥591)

◆お支払い明細◆

クレジットカード ¥6,510

最安値宣言!!公式HP予約なら最大¥400 OFF
クレジットカード決済です!!
予約はこちらtoyoko-inn.com



東横INN 新富士駅南口
TEL:0545-66-1045 FAX:0545-66-1046

印紙税申告納
付につき蒲田
税務署承認済

発行元
株式会社 東横イン
東京都大田区新蒲田1-7-4

登録番号:T8010801008365
取引番号:2231100558 2023/11/08 18:45

クレジットカードご利用明細

カード種別:IC 取引内容:売上
支払区分:一括 処理番号:2916
カード会社:JCB 有効期限:XX/XX
会員番号:
決済方法:クレジットカード決済
AID:A00000000651010
ATC:0023 カードシリアル番号:0
製造番号:000302223410138 結果コード:000
お支払総計:¥6,510 取引ID:04sWyt



領 収 書

ちがさき立憲クラブ 様

領収金額 ￥6,510

以下にて領収いたしました。

◆ご利用明細◆

2023/11/08
宿泊料 (朝食付) ￥6,510

10%対象 ￥6,510 (内 消費税額 ￥591)

◆お支払い明細◆

d払い ￥6,510

最安値宣言!!公式HP予約なら最大¥400 OFF
クレジットカード決済です!!
予約はこちらtoyoko-inn.com



東横INN 新富士駅南口
TEL:0545-66-1045 FAX:0545-66-1046

印紙税申告納
付につき蒲田
税務署承認済

発行元
株式会社 東横イン
東京都大田区新蒲田1-7-4

登録番号:T8010801008365
取引番号:2231100557

2023/11/08 18:45

キャッシュレス決済ご利用明細

ブランド名:d払い
MCH取引番号:
お取引日時:2023/11/08 18:44:08
支払番号:
取引端末:0042
お取引金額:¥6,510